

自治退2026年度運動方針（案）

はじめに

社会・経済の変化に対応する社会保障に

市民と行政が長い時間かけて作り上げ維持してきた社会保障制度は、その時代に作り出した富をすべての人の暮らしに成り立つよう社会的に再分配する仕組みです。日本は2040年頃まで高齢者が増え続けて、人類が経験したことのない高齢者比率をもち、働き手が減少する国に急変しつつあります。持続可能な経済・財政、子ども・子育て支援と健全な雇用創出のどれが欠けても私たちと子・孫・ひ孫世代の生活は困難を迎えます。私たちは、社会化された仕組みによる再分配を基本に置いて社会保障の機能強化を図り、能力に応じた負担、必要に応じた給付を実現するために知恵と力を出し合います。

避けて通れない「少子・高齢・人口減社会」への対応

日本の「少子・高齢・人口減少」動向に歯止めがかかりません。

政府の人口推計を上まわるスピードで少子化と人口減少が進行しています。

昨年の出生児数は、70万人を割り込み、68万6,061人まで減少し、1949年（団塊世代の出生年）の約270万人に比して、「4分の1」まで減少しています。

一方、高齢化の進行は、2025年はすべての団塊世代が「後期高齢者」になり、高齢化率は2024年29.3%で、2040年には37.9%になると想定されており、高齢者施策の一層の拡充が求められています。

また、生産年齢（15歳～64歳）人口は、減少傾向が続き、介護・医療分野に止まらず私たちのすべての生活分野で労働力不足が深刻さを増しています。

深刻化する人材不足（特にエッセンシャルワーカーの人材不足）を反映し、外国人労働者（230万人超え）の雇用拡大が進んでおり、サービスの質の確保とともに、外国人労働者に対する雇用・労働条件の改善や研修機会拡充、人権保障の課題も重要なテーマになっています。

世界の平和と人権・民主主義

世界各地に人としての尊厳を否定する強権国家が増え、民主主義を求めるその国の自国民や少数民族を抑圧しています。指標にもよりますが、世界人口の7割を超える人々が「独裁」に分類される国に住むとさえ言われています。

ロシア・プーチン政権は国連安保理常任理事国でありながら22年2月に一方的にウクライナに軍事侵攻を始め今も停戦協議を拒否し、攻撃を継続しています。これはかつてアメリカがベトナムをはじめとする国々で独善的軍事力行使を行ったことと同様に、許しがたい暴挙です。

また、23年10月のパレスチナ・ハマスによるイスラエルへの奇襲攻撃に端を発し、それに対するイスラエルの激烈で執拗な軍事行動は非戦闘員の市民、特に女性・子どもの命を奪っており、25年9月段階で6万7千人以上の死者が出ています。食料や電気・ガスの供給も止められ、人道上の危機は一層深刻さを増しています。一日も早い停戦が求められます。

今年1月のアメリカのトランプ政権発足以降、パリ協定からの離脱、不法移民取り締まり強化、WHO脱退、一方的なウクライナ和平案提案、ガザ地区からのパレスチナ人の強制移住、パナマ運河やグリーンランド支配、カナダへの米国統合案、政府効率化省による政府部門の効率化、関税の一方的引上げなど、平和・人権・環境保護に背を向けた、独善的なアメリカ第一主義政策の強要により、国際情勢は一層緊張と混迷を強め不確定性を増しています。

「国連の平和維持機能」の強化に向け、軍事的侵略や虐殺行為の即時停止に向け、日本政府が国際社会に積極的な働きかけを行うことを求めます。

地球環境変動を防ぎ、感染症に耐えうる社会に

この数年世界は相次ぐ自然災害とコロナ禍で社会と経済が痛めつけられてきました。人類は、限りある地球資源を大切に使い再生させながら他の生物と共に、自然と共生する中でしか生き続けられません。

しかし、産業革命以降に人類が化石燃料を燃やして放出してきたCO₂は地球史的には極めて短時間で気温上昇をもたらし、全世界で気候変動による災害を惹き起こしています。また、軽くて丈夫、安いプラスチックは身近な製品に使用されていますが、自然界に分解しにくく、川や海を漂ううちに小さくなつた微小プラによる環境汚染が進み、生態系や人体への影響がでてきています。生産規制と対策をめぐる国際条約の政府間交渉は合意に至っていません。「先進国」が資源を収奪し、地球環境を破壊し、発展途上国・地域に矛盾・汚染を転嫁することで成り立ってきた経済は既に限界を

超えて、もう続けられないところまで来ています。

また、新感染症の多くは、人類が惹き起こした自然環境の変化により人と病原体との新たな接触が生まれたことに原因があると言われます。加えて今次コロナ禍は各國・地域の公衆衛生システム整備の遅れと、感染症に対応する公的機関・資源の不足が被害を大きくしました。混乱した経過を正確に総括して教訓化することが不可欠です。地球環境変動・気候危機をせき止め、感染症に耐えうる社会、人の尊厳が守られる地球を作るために、個人・地域・企業・国家それぞれが国境を越えて連帯して、具体的行動を強めましょう。

社会保障と民主主義を破壊する政権の暴走を許さない

2024年10月に岸田政権を引き継いだ石破政権は、裏金問題や政治と金の問題、旧統一教会とのつながりなどによる国民の政治不信や物価高騰対策の不在などにより、昨年10月の衆議院選挙に続き25年7月の参議院選挙でも大敗し、衆参ともに少数与党に転落しました。石破政権は、政策課題ごとの野党協議を継続し政権維持をめざそうとしましたが、自民党内の権力闘争の中で政権は解体されました。新たな自民党の総裁選挙が行われるとともに、多党化した国会勢力の中で、少数与党として一部野党との連携や連立などにより政権延命を目指しています。

また参議院選挙では、世代間対立を煽り、「現役世代の手取りを増やせ」、「社会保険料軽減」を主張する政党や、「日本人ファースト」をスローガンに、外国人差別と排外主義の主張を強調する政党が大幅に議席を伸ばし、ポピュリズムと社会の分断と対立が強められる動向が顕著になっています。

野党第一党としての立憲民主党を中心に、野党連携を強め、当面する内外の課題に取り組んでいくことが求められています。

私たちは、市民の生活基盤である社会保障の機能強化を求めます。私たちは、日本を戦争する国に転換させることを拒否します。改憲策動、強権支配社会を許さず、人権・民主的合意に基づく節度ある社会を求めます。

1. 社会保障の充実・公正な税制をめざします

私たちは、社会保障の充実と公正な税制について次のことを求めて活動します。

- (1) 日本で生活する全ての人に憲法第25条に定める生存権の保障をめざします。
- (2) 社会保障の基盤をなす雇用・賃金の改善と子育ての社会化・次世代育成支

援施策の充実をめざします。

24年6月の子ども子育て支援法改正の結果、その事業に充てる財源の一部として2026年から医療保険の保険者が支援金を徴収して事業主体に納付することとされました。今後、実効性のある施策とするための主張、それに要する財源確保の在り方、低所得者への配慮、等について引き続き主張していきます。

- (3) 社会保障の財源を恒常に国債依存することをやめ、基幹三税を軸とする適切な税負担と、能力に応じた社会保険料負担により確保します。
- (4) 社会保険諸制度の応能負担は保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する配慮を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とします。
- (5) 生活できる所得を保障する水準で、かつ将来にわたって安定した年金制度とする。25年制度改定における到達点を踏まえ、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金水準を確保できることを念頭に「短時間労働者の被用者年金適用拡大」、「基礎年金保険料拠出期間延長」（45年化）、「年金積立金の適切な管理・運用」など、退職者連合要求の実現をめざして取り組みを継続します。
- (6) 医療・介護が切れ目なく連携したサービス提供体制として地域の実情に合わせた包括的ケアネットワークを整備します。
- (7) 必要な時に十分な医療を受けられる公的国民皆保険制度を維持発展させるとともに、質の高い持続可能な医療提供体制を整備します。
- (8) 感染症に対応できる公衆衛生システムを整備充実するとともにそれを担う保健・医療の病床の確保など受け入れ基盤整備、人材の育成・確保を図ります。
- (9) 人間の尊厳を守り、介護の社会化を実現する介護保険制度を実現・発展をめざします。被介護者・介護者双方の権利を保障する制度とします。直面する制度改定にむけては「被保険者拡大」「介護労働者待遇改善」「被介護者・介護者の権利保障」「認知症対策基本法の履行」「在宅生活支援サービス充実」「24年度報酬改定で引き下げられた訪問介護の基本報酬は次期改定を待たず速やかな復元改善」など退職者連合要求の実現をめざして取り組みます。
- (10) 健康で文化的な生活を保障するに足る生活保護基準とし、申請者・受給者の権利を尊重する法運用を求めます。
- (11) 住まいの保障を社会保障の一環に位置づけ、生存権の一つとしての居住権の確立をめざします。
- (12) 個人情報のデジタルシステム化に当たっては次のことを大前提とします。
 - ① 集積された情報は社会保障制度のサービス向上・運営の効率化のために

のみ利活用し、国民監視・統制、営利目的に利用しない。

- ② 本人の自己情報コントロール権を保障する。
- ③ 外部からの侵入・改ざんを防止する。
- ④ 顔認証を伴うマイナンバーカードの取得強要を行わない。
カードの取得強要そのものであるカードの健康保険証化は撤回する。
- ⑤ また、マイナ保険証に代わる「資格確認書」は、従来の健康保険証の有効期限が切れる前に、自動的にマイナカードを持っていない人に発行・配布することを、市民に周知すること。
- ⑥ 外国とのネットを通じた通信を監視・攻撃元サーバーへの侵入・無害化を目的とした「能動的サイバー防御法」が5月16日、参議院で可決・成立しました。この法律は「外・内」、「内・外」通信を対象とするものですが、「内・内」通信も対象とすることが否定されていません。憲法で保障された「通信の秘密」を含む国民の権利と自由を制限することがないように、法案の修正や付帯決議が採択されていますが、「通信の秘密」を制約する危険性があり、管理委員会のチェックとともに、国民の引き続く監視が必要です。

- ⑦ 「デジタル社会形成を目指す関連諸法」の根本的見直しを求める。

(13) 税 制

- ① 高額所得者を優遇する消費税軽減税率を廃止し、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」の導入をめざします。
- ② 個人所得税は金融所得を含む総合課税とし、所得を正確に反映した課税とします。
- ③ 居住地主義の住民税を歪め、寄付控除の趣旨に反して返礼品の仲介市場を肥大させ、税収の地域格差を拡大させる「ふるさと納税」の廃止をめざします。
- ④ コロナ禍対策を含む途上国の貧困・疾病・格差解消等に充てる財源として国際間の金融取引等に課税する国際連帯税を創設します。

(14) 社会保障と防衛費

社会保障財源を圧迫することに直結する防衛費倍増方針の撤回をめざします。

以上の課題を実現するための統一要求は、厚生労働大臣・財務大臣・国土交通大臣等に対しては退職者連合要求に統一し、総務大臣に対する地公退統一要求を付加して全体要求とします。

<2025年度政策・制度要求（退職者連合）> 別添 1

<2025年地公退統一要求> 別添 2

1. 社会保障と政権

(1) 安倍・菅政権は、経済財政諮問会議・規制改革推進会議、全世代型社会保障検討会議などを用いて社会保障抑制政策を続けてきた。その結果、社会的・経済的格差が拡大するとともに国内の消費不足をもたらし、少子化・人口減少が進行し、公的債務が拡大し続け、経済は低迷している。

他方、これまで蓄積してきた社会保障の理念と制度・財政は、政権によって一部蝕まれつつあるとはいえ、市民の財産として私たちの生活の基盤であり続けており、その機能強化が不可欠。

(2) 2025年6月13日、経済財政諮問会議は、「骨太方針2025原案」で、医療・介護・保育・福祉の人材確保について、「保険料負担の抑制努力を継続しつつ、物価上昇に合わせた公定価格の引き上げを始めとする処遇改善を進める」と明記した。社会保障関係費について、「高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する」とした。従来、経済成長万能で機械的な社会保障予算削減を求めてきた経済財政諮問会議が、「骨太方針」では異例の言及であるが、それだけ、医療・介護の人材不足や経営状況の悪化が深刻なことを反映せざるを得なくなったことを示している。

しかし一方で、自・公・維新の3党合意で、2年間で11万の病床削減が合意されており、高額療養費制度見直しと併せ、保険料削減に向けた圧力も強まるものと思われる。退連や連合と連携し、医療・介護・福祉職場の人材確保・処遇改善の取り組みを進めていく。

2. 雇用・子ども子育て

(1) 全世代型社会保障構築会議と子ども未来戦略会議の動向

「全世代型社会保障構築会議」（以下「構築会議」）は、2023年に子ども未来戦略「加速化プラン」で、「子育て支援金制度」の創設と、児童手当拡充や出産・育児支援策などを打ち出したが、少子化の流れが変わる兆しはない。

（24年の出生児数は、70万人割れの68万6千人）

少子化の最大の原因は、若者世代が現実の生活不安に加え、将来の生活に希望を持てないことがある。

若者世代をここまで追い込んだのは、歴代自民政権が進めてきた、雇用・労働法制の限りない規制緩和による非正規労働者の増大、不安定・低賃金労働の拡大にある。今日の「正規・非正規」の分断や「格差社会」の改善を行わず、対症療法的な「子育て支援策」を打ち出すだけでは、若者世代の不安を解消することはできない。正規・非正規の「壁」こそ解消されなければならない。

(2) 2023年に「子ども未来戦略会議」がまとめた「子ども子育て加速化プラン」(2024年度～2028年度)は、3.6兆円の財源を確保し、少子化に歯止めをかけるための「子ども家庭施策」の拡充を図るとともに、その財源の一部で新たに「子ども子育て支援金制度」を創設した。そしてその財源として、高齢者医療や介護保険制度などの見直しを通じて1.1兆円を確保するとしている。その内容は、骨太方針2022等で出され積み残しになっている高齢者の社会保障にかかる「利用者負担引き上げと給付引き下げ」が中心となっている。

(3) 「子ども・子育て支援金」の有効活用とその検証を

24年6月5日に可決成立した改正「子ども子育て支援法」による支援金徴収は、医療保険の保険者が賦課徴収して事業主体に納付する仕組みとされた。

この仕組みは

- ・法人税を納税していない事業主を含めて事業主負担が組み込まれていること
- ・基金としての取り扱いは、今後の予算編成過程を万力のように圧迫するであろう防衛費倍増計画へのささやかな備えになること
- ・支援金は介護保険第2号被保険者の介護保険料と同じように、医療保険の保険者を介して賦課徴収されるが制度も収支も分離されていること

など、報道が触れない点に留意したい。

同時に、何より事業内容が子ども本位で適切であることが必要だし、新たな施策のために新たな負担が広がるので、低所得者に対する配慮が必要になる。

これらの課題解決を含めて、引き続き注目して取り組む。

問題は、その額が妥当か、使い方が妥当かにある。

「加速化プラン」で位置づけられている「全ての子ども・子育て世帯を対象とした支援の拡充」が、子育て家庭の就労促進だけではなく、子どもそのものへの直接的支援になっているのかが問われている。児童虐待相談件数は毎年最高数を更新し、子どもの自殺件数も増加傾向をたどっている。社会的養護の体制整備や児童相談所機能の強化、市町村の子ども家庭支援体制の整備などに、有効に活用されているかの検証が求められている。

3. 年金制度改革

(1) 年金制度は退職者の経済的生活基盤であると同時に、消費を生み出し地域間格差を埋めるいわば経済的灌漑装置でもある。

現在の年金制度は過去のセンセーショナルな「抜本改革」議論に決着をつけ、ほぼ安定性と信頼性をもって運営されている。今後も独善に基づく制度破壊・歪曲論は排除しなければならない。しかし、年金は社会・経済という海に浮かぶ船に例えられる制度である以上、海の安定が不可欠だ。雇用改善、社会・経済の安定と一体で年金制度の充実・改善を求めていく。

(2) 25年度の年金改正に向けては、社会保障審議会年金部会で「財政検証」に続き、課題についての議論が行われ、24年12月に計24回の審議を経て、審議会としての「議論の整理」が行われ、政府に答申された。

当初の日程では本年3月上旬に改正法案が国会に提出され審議がスタートするとされていたが、衆議院選挙で少数与党となったこともあり自民党の意見がまとまらず、法案の国会提出が5月にずれ込んだ。最終的に、「基礎年金水準の底上げ措置」については次回（2029年）の財政検証時に判断する修正を経て、6月13日に年金改革法が成立した。

今回の改正により、最大の課題であった、①被用者皆年金の実現に向けた、被用者保険の適用拡大（企業の規模要件の緩和・撤廃や賃金要件の廃止等）、が具体化し、さらに、②在職老齢年金の支給停止額の引き上げ、③標準報酬月額の上限引き上げ、④遺族年金制度の見直しなどが行われた。

しかし年金制度改革の重点課題であった、「基礎年金の拠出期間45年化」は当初から政府の改革項目から外されていた。

また、政府案では、低年金対策として、「基礎年金の底上げ措置」（マクロ経済スライドの調整期間の一致）としての厚生年金積立金活用を法案に組み込んだが、厚生労働省は「理解が得られない」として一旦は法案から削除した。

しかし、最終的に、法案附則に、「次回財政検証時に判断する」修正協議が行われ、自民・公明・立民の賛成で改正法は成立した。

(3) 2025年年金制度改革法の主な内容①（被用者保険の適用拡大）

改正項目・要件	施行日	
企業規模要件の緩和・撤廃	従業員51人以上	施行済み（2024/10/1）
	従業員36人以上	2027年10月1日
	従業員21人以上	2029年10月1日
	従業員11人以上	2032年10月1日
	企業規模要件を撤廃	2035年10月1日
常時5人以上を使用する個人事業所への適用	法定17業種	施行済み（2024/10/1）
	上記以外の全事業所	2029年10月1日（注）
被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討（1人当たり最大75万円助成）	2026年10月1日	
月額賃金8.8万円以上の賃金要件（いわゆる「年収106万円の壁」）を撤廃	法律の公布日から3年以内に政令で定める日	

（注）2029年10月時点で既に存在する事業所は、当面は加入対象外。

（備考）被用者保険の適用拡大の要件のうち、「週労働時間20時間未満」並びに「常時5人未満を使用する個人事業所」については、今回の改正では見直しを行わないこととされた。

出所：厚生労働省資料をもとに地公退作成

2025年年金制度改革法の主な内容②（在職老齢年金制度の見直し等）

項目	改正内容	施行日
(1)在職老齢年金制度の見直し	支給停止となる収入基準額を51万円（2025年度価格）から62万円に引き上げる。	2026年4月1日
(2)厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引き上げ	①65万円→68万円 ②68万円→71万円 ③71万円→75万円	①2027年9月1日 ②2028年9月1日 ③2029年9月1日
(3)遺族年金の見直し	①男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。 ②父または母と生計を同じくしていても、こどもが遺族基礎年金を受け取れるように見直す（父または母が遺族基礎年金を受け取れない場合）。	①男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施。 ②2028年4月1日
(4)子の加算の見直し	こどもを育てている年金受給者の加算を充実する。子の人数にかかわらず、加算額を一律281,700円に引き上げる（第2子までの年額から20%増額）。	2028年4月1日
(5)配偶者加給年金の見直し	女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえて、年下の配偶者を扶養している場合にのみ支給される老齢厚生年金の配偶者の加算を見直す（現行408,100円 見直し後367,200円、既受給者は現行の額のまま）。	2028年4月1日
(6)将来の基礎年金水準の低下への対応	①次の財政検証（2029年の予定）で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、給付と負担の均衡をとりつつ、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させるため、措置（※）を講じる。 ②基礎年金と厚生年金の報酬比例部分の合計額が低下する年金受給者には、その影響を緩和するための措置を講じる。	

（※）この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

出所：厚生労働省資料をもとに地公退作成

（4）「103万円の壁」は、「160万円」に引き上げ

① 国民民主党は、少数与党となった自・公に対しパート労働者等が就労調整をする「103万円」を、「就労継続の壁」として、「課税最低限の178万円までの引上げ」を求め、与党との協議を行ったが、協議が整わなかった。

自民党は、日本維新の会と2025年度税制について協議し、「所得税の課税限度額を160万円」とすることで合意した。その結果、2025年度予算案は、自民・公明と日本維新の3党の賛成で可決・成立した。

② 「年収103万円の壁」→「160万円」

基礎控除48万円 → 95万円

給与所得控除55万円→ 65万円（住民税も適用）

控除額合計 160万円

* 控除額は、所得によって区分あり

基礎控除			給与所得控除
年収	これまで	改正後	
		令和7・8年分	令和9年分以降
200万円以下	48万円	95万円（恒久措置）	65万（収入190万以下）
475万円以下		88万円	58万円
665万円以下		68万円	
850万円以下		63万円	
850万円超		58万円	55万円

- ③ 特定親族特別控除の創設（19歳から23歳未満の生計を一にする親族）
子の年収103万円→150万円に引き上げ（親は63万円の控除）
- ④ 新たに社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者への支援（事業主が追加負担）

月額賃金（標準報酬） (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)	12.6万 (151万)	13.4万 (161万)
労働者の負担 (3年目は軽減割合半減)	本人負担 の25／50	本人負担 の30／50	本人負担 の36／50	本人負担 の41／50	本人負担 の45／50	本人負担 の48／50	本人負担 の50／50

* 事業主が負担した保険料について、国などがその全額を支援する。

（5） 次期制度改革に向けた課題

- ① 被用者保険の適用拡大の加速化を
当初案の2029年から6年間先送り2035年完了……完了が10年後まで先送り
- ② 基礎年金の拠出期間の45年の実現
* 厚生年金積立金による基礎年金を底上げすることなく、被用者保険適用拡大と基礎年金45年化が本命の課題
- ③ 厚生年金積立金の活用によるマクロ経済スライドの調整期間の一致（基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了）によって、「基礎年金期間の45年化」を遅らせ、国の財政支出が抑制され、公的年金全体の水準確保が困難となる危惧がある。

（6） 厚生年金積立金を運用するGPIF（年金積立金管理運営独立行政法人）は、日銀に次いで国内株式発行額を保有している巨大な機関投資家である。GPIFと積立金の一部独自運用を行っている共済組合の任務は、法が定める被保険者の利益のために、署名済の「責任投資原則」に基づき、長期的視点で運用目標を達成することである。

被保険者の利益を守り社会的責任を果たすよう、絶えず積立金運用を見守る必要がある。

4. 地域包括ケアネットワーク、医療・介護保険

(1) 地域包括ケアネットワーク

日本は世界が体験したことのない高齢社会を迎え、分立してきた医療と介護が一体となって病院・施設・在宅の切れ目のないサービスに体系化した地域包括ケアのネットワークとして結び合わせることが不可欠になっている。

現在進みつつある医療に関する構想・計画（2024年から29年までの第8次医療計画など）と介護に関する諸計画（2024年から26年までの第9期介護保険事業（支援）計画など）では医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制と医療・介護連携」という共通の目的に沿って運営されなければならない。

しかし、23年度までの「地域福祉介護総合確保基金」の執行状況は、都道府県ごとの執行率の格差が大きく、全体でも医療分73.6%、介護分67.9%にとどまっており、地域の基盤整備・人材確保等に有効に活用するためにより積極的取り組みが求められている。

また独居高齢者が増大する中で、高齢者向け住まいの確保や移動手段の確保、認知症高齢者の見守り支援など、地域住民を含めた支援体制の整備が課題となっている。

(2) 医療・介護保険における応能負担

① 医療・介護保険給付時の「応能負担」増が、政府の関係機関・政党から繰り返し提起されている。

政府は、2023年12月に「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋」（改革工程）を閣議決定し、（ア）働き方の中立的な社会保障制度等の構築、（イ）医療・介護制度等の改革、（ウ）「地域共生社会」実現の3テーマについて実施する方針を決定した。うち、（イ）医療・介護制度等の改革については、社会保険料の「現役世代の負担軽減」を理由に、子ども子育て応援プランの財源のうち「支援金相当額の1兆円」を捻出するため、医療・介護における「負担の拡大、給付の抑制」を打ち出した。

私たちは改めて「社会保障における応能負担は財源調達面に限るのであり、リスクに直面してニーズが顕在化し給付を受ける段階で自己負担率に差を設けることは社会保障の理念にそぐわない（1962年：社会保障制度審議会）」という考え方方に立ち返り、「応能負担は保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とする」ことを基本に取り組む。

② 後期高齢者医療制度は、2021年の第204国会では「従来からの基準1割と現役並み所得者の3割との間に“一定以上所得のある者に新たに2割負担を導入”して3段階とする」法案が可決され、22年10月施行された。

また、これまで粗暴な制度論をかざしてきた維新が24年3月に「医療制度の抜本改革（医療維新）に向けての政策提言書」を発表し高齢者医療の窓口負担を原則3割に引き上げるなどの提言を発表したことに留意する必要がある。

このほか介護保険についても市場原理主義者から「原則1割負担を2割に変更すべき、少なくとも現在の2割負担の対象を後期高齢者医療の2割負担と同じ所得階層（介護の現基準より低い所得者）まで広げる」ことが執拗に提起され続けている。

③ 現在、医療・介護の窓口負担割合を決める基準の大半は所得（フロー）とされているが、これに金融資産＝預貯金（ストック）を加えよという主張が続いている。しかし、この考え方を延長すれば所得と資産の双方で負担能力を計ることに行き着き、現役の健康保険・高齢者医療制度とも窓口負担割合のみならず、保険料負担も資産を勘案すべきことになる。その資産の把握に当たっては預貯金以外の保有現金・証券・貴金属・不動産・宝飾品・美術品・什器等換金性のある全ての資産を正確に把握して負担の基礎にしなければ公平性は保てない。

また、被保険者のストックを負担の基礎にせよと主張するのであれば、企業の「内部留保」という資産も負担の基礎にすべきだという指摘もある。

（3）高額療養費制度見直しの暴走

① 24年11月、医療費削減方策の検討の中で、新たに「高額療養費制度の見直し」が出された。

25年度からの3段階の見直しにより、27年度満年度で給付費が「5,280億円削減」されるとして、見直しが執拗に提案され続けた。多数回該当の引き下げ案や多数回該当の上限据え置きなどを患者団体等に説明したが、重篤な患者や長期の療養を要する患者団体は、命にかかる改悪であり、白紙撤回を求め続けた。

石破首相は、3月7日に、全国がん患者団体等の患者団体を面会後に、「見直し案の全面凍結」、「25年秋までに再検討」を表明した。

② 国民民主党は高額療養費制度に係わって、社会保障の保険料を下げるために、「高齢者医療、特に終末期医療を見直し、尊厳死の法制化を含め、若い人の社会保険料を抑えることが消費を活性化し、好循環と賃金上昇を生み出す」と主張した。また、「外国人の国民健康保険利用で、高額な医療費が支出されている」として、国保利用の見直しを主張した。

先の衆議院選挙で「手取りを増やせ、社会保険料をさげろ」の主張で社会保障をめぐる世代間対立を煽り、大幅に議席を増やしたことを見たきっかけに、主張はさらにエスカレートし、医療費削減のためには、「今だけ・金だけ・

「自分だけ」で何を主張しても構わないという「トランプ流の暴走」を繰り返している。

こうした中で、全世代型社会保障構築会議においても、「現役世代の負担軽減」が至上目的化された政策提言が目立っている。

社会保障の基本機能である「再分配機能」を世代間対立を煽ることで否定する新自由主義の台頭を許してはいけない。

（4）医療保険

① 各自治体では2024年から29年までの第8次医療計画を策定してその実行に入っている。これまでの医療計画に基づく病床機能の分化・連携は、医療費を抑制する効率化が主目的化されてきたが、本来は医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制と医療・介護連携」をこそ目的に推進すべき。

② 地域医療体制の強化

物価高騰などの影響を受け、公立・公的病院をはじめとする医療機関の経営は厳しさを増し、大半の公立病院が赤字経営に陥っており今まさに地域医療は危機的状況にある。自治体財政がひっ迫するなか、公立病院を中核とする地域医療が後退すれば退職者・高齢者の生命・生活を直撃する。地域医療体制の充実と医療労働者の人員確保・処遇改善にむけ、診療報酬の引き上げを求めるとともに、地域における持続的な医療供給体制の構築にむけ、不採算・政策医療を提供する公立病院に対する繰り出し金や特別交付税の拡充を求める。また、2040年にむけた新たな地域医療構想が、公立・民間の区別なく、地域住民の命を守り生活を支える観点から進められるよう、現退一致で国会・省庁対策に取り組む。

③ 医療法改正と「11万床の病床削減」の3党合意

自由民主党・公明党・日本維新の会の3党は、2025年6月6日に「2027年4月からの新地域医療構想スタート時までに病床11万床（一般・療養病床5万6千床、精神病症5万3千床）を削減すること」に合意し、次期医療法改正案にこの方針を盛り込むことで合意した。3党合意文書には、「国民医療費を年間1兆円以上削減し、現役世代一人当たりの社会保険料を年間6万円引き下げる」とする維新の主張について「念頭に置く」としていた。

しかし前回の地域医療構想策定時より10年が経過し、その後のコロナ感染症のパンデミックを経験し、2025年においても季節性インフルエンザの流行で病床がひっ迫し、患者の受け入れ困難な医療機関が続出するなどの事例もあり、地域医療計画や地域医療の現実の十分な検証や医療関係者の合意や国民の理解が不可欠である。「現役世代の保険料負担軽減」を自己目的化した機械的な病床削減を含んで医療法改正への取り組みの強化が求められている。

④ 24年診療報酬改定

24年6月改定の診療報酬本体は、職員賃金引上げ2.5～2.0%を含み、+0.88%、薬価△1%となった。

⑤ 2023年の第211通常国会では健康保険制度について次を内容とする11の関連東ね法案が提出され5月に可決された。

ア 子育て世帯支援強化：出産育児一時金額を42万円から50万円に引き上げ

イ 高齢者医療制度：高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり支援金を同じ率の伸びに

ウ 高齢者医療制度：保険料賦課限度額を66万円から80万円に引き上げ

エ 前期高齢者の医療給付費負担における財政調整（納付金）算定で、現在の人頭割に一部報酬割を導入

オ かかりつけ医機能の定義を法定化・地域医療連携推進法人に個人立病院や介護事業所が参加できる仕組み導入

カ 「現役なみ所得基準見直し」「負担への金融資産・金融所得の反映」は継続検討とされた

（5）コロナ禍と公衆衛生システム

我が国の公衆衛生行政はその最大テーマであった結核が戦後減少したことを契機に「医療の効率化」を口実にして「予め備える公衆衛生システム」を弱体化させてきた。この結果今次のコロナ禍に対してはシステムの不備、限られた予算・人員で立ち向かうことを余儀なくされた。

新型コロナ感染症は、23年5月以降感染症法上の扱いが季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に緩和されたが、5類移行後のコロナ死亡者数は24年11月までに5万人を超えており（厚労省統計）、依然としてコロナウイルスとの闘いは続いている。国の高齢者を対象としたワクチン定期接種の費用助成は25年度から取りやめとなっているが、自治体の助成措置や保健所・医療機関・高齢者施設等での感染対策の継続が必要となっている。

また、新たな感染症への備えを含め保健所や衛生研究所等の機能強化、感染症用病床の確保、人員や予算の確保を要求するとともに施策の体系性と優先順位を明らかにして取り組みを継続しなければならない。

（6）介護保険

① 第9期介護保険事業（支援）計画の具体化と問題点

各自治体では、第9期介護保険事業（支援）計画（24～26年）の執行に入っている。介護保険制度は制度発足から24年目で、高齢人口増加と潜在需要の顕在化により、利用人員と給付費が急増しつつある。1号被保険者は3,603万人、要介護認定者数は705万人（認定率19.6%）。

これは制度需要の大きさ・有効性を立証しているが、裏付ける財源の側面

からは<保険料（50%）・公費（50%）>の増を意味する。この負担を嫌う財政当局、規制改革推進会議、経済財政諮問会議等は骨太方針とその工程表をもとにさらに抑制攻撃を強めると思われる。これをはね返して制度の機能強化とその財源確保を目指して取り組む。

② 地域・在宅生活を支える地域の介護基盤の整備の促進

要介護状態になっても、できる限り地域・在宅での生活を支援するための、在宅基盤の整備の促進が必要だが、介護報酬の低さや、介護人材の枯渇などにより、閉鎖・倒産する事業所が増加している。介護報酬改定に当たって、基本報酬を改善せず複雑な加算措置中心の報酬改定の在り方を改善する必要がある。また、基盤整備のため積極的に、総合確保基金の活用をしていくことが必要。

また「住まいと生活の一体的支援」として位置づけられている養護老人ホームは、自治体の「措置控え」を解消し、施設利用を拡大するとともに、要介護2以下でも特養における「特例入所」を活用し、施設生活を余儀なくされる高齢者の、暮らしの場を確保することが必要。

③ 骨太改革工程が指摘した給付と負担の見直し7項目の到達点は

a 1号保険料負担の在り方（実施）

- ・国の定める標準段階の多段階化
- ・高所得者の標準乗率の引上げ
- ・低所得者の標準乗率の引下げ等について、保険料設定方法の見直しに併せ、標準13段階を用いた調整方法に改める。

b 「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準（10期前までに結論）

- ・利用者負担2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し

c 多床室の室料負担の見直し（実施）

＜室料負担を求める多床室の入所者について＞

- ・Ⅱ型介護医療院の多床室の入所者
- ・「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室の入所者
- ・いずれも8m²／人以上に限る。

＜室料の負担額＞

- ・月額8千円相当（ただし、利用者負担第1～第3段階の者については、補足給付により、利用者負担は増加させない）

＜施行時期＞

- ・令和7年8月とする。

c-2 基準費用額（居住費）について（実施）

- ・基準費用額（居住費）を、60円／日引き上げる
- ・利用者負担第1段階の多床室利用者への対応

- ・従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額0円としている利用者について利用者負担が増えないようにする。

d ケアマネジメントに関する給付の在り方（10期前までに結論）

利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

e 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方（10期前までに結論）

現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

f 補足給付に関する給付の在り方（引き続き検討）

給付実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、引き続き検討

g 被保険者範囲・受給者範囲（引き続き検討）

引き続き検討

- ④ 介護報酬の改定……「加算」ではなく、「基本報酬引き上げ」が不可欠
第9期報酬改定は、全体として+1.59%で、うち0.98%が介護職員処遇改善にあてられた。しかし訪問介護の基本報酬は2.34%の減算となり、在宅重視の基本理念に違反し在宅サービス事業所を一層経営難に追い込むことになった。

また、従来3本立てだった「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、新たに「介護職員等処遇改善加算」に一本化された。しかし、従来から加算の申請率は事業所の事務体制や加算取得要件の未達成、労働環境整備の違い等によって異なっており、加算が等しく介護職員にわたる状況にはない。基本報酬の引き上げを抑制し、加算で抜本的な賃金水準を改善することは困難であり、抜本的な基本報酬の改善こそ求められる。

社会保障審議会介護給付費分科会では、訪問介護報酬の引き下げによる介護事業所の倒産や赤字拡大を受けて、介護報酬の検証を開始している。

- ⑤ 深刻な介護人材の枯渇

訪問介護等の人材不足は、給与ベースの低さに加え、9期報酬改定での報酬マイナス改定も加わり、一層深刻化しています。こうした中で、介護職場では外国人介護人材は不可欠な存在となっている。各種研修の拡充を通じて、外国人介護人材の業務範囲の見直し・拡大に向けた規制緩和により、訪問介護の単独訪問や就労6ヶ月未満の就労者の定数内算入など、外国人介護職員の拡大が図られている。

一方、外国人労働者の受け入れを拡大するために、入管法の改正が行われ、

在留資格の改正により、「技能実習」の制度は廃止され、新たに「育成労」が制度化された。24年6月に可決・成立した「改定入管法」は永住権の取り消しの立法事実・目的の根拠が薄いことから、国連人種差別撤廃委員会から、多くの批判を受けている。

外国人労働者（2024年10月時点で273万人超）の基本的人権の尊重、賃金・労働条件改善、研修制度の拡充、各種生活支援などが必須の課題となっている。

5. 生活保護

（1）運用改善

厚労省はコロナ禍の最中である20年末、ウェブサイトに「生活保護の申請は国民の権利です」と積極的な活用を呼び掛けるメッセージを掲載するとともに、各自治体に対して弾力的な要否判定を求める通知を発出した。年末年始に社会不安を起こさないための臨時の方策だったとみられるが、従前の脱法のおそれがあった保護申請水際拒否から一転して当然の法理を述べたこのメッセージは法の趣旨に適う妥当なものであった。コロナ禍への一時的対応にとどめず、定着させなければならない。

（2）基準切り下げ

政府は過去数次にわたって、5年周期で実施される全国消費実態調査データをもとに生活扶助基準を検証し、「低所得階層」の所得が下がったことを理由に切り下げを繰り返して来た。この方式が踏襲されれば、今後も同様の手法で基準切り下げが危惧される。憲法が求める健康で文化的な生活と相いれない「劣等待遇原則」の考え方で社会保障給付費の約3%に過ぎない保護費をこれ以上切り下げさせてはならない。

24年12月、財政審建議では23年度から実施している物価高対策としての生活扶助の「特例加算措置」の廃止を求めていたが、記録的な物価高騰の中で、25年度政府予算案では、23年度から実施している特例措置を2年間継続し、加算額を増額することが決定されている。

6. 住まいの保障

多くの国で社会保障の一環に位置付けられてきた「住宅」は、我が国では戦後の持ち家政策基軸の下で市場に委ねられてきた。その結果、居住の貧困・格差が深刻化する一方、地域によっては空き家の急増が社会問題化している。憲法による生存権保障の一環として居住権を保障して、人々が適切な価格・広さ・場所の住宅を得られる施策体系を求める。

高齢者の安心な住まいの確保のため、①公営住宅、②住宅セーフティネット制度、

③入居・居住継続に関する地域居住支援事業・居住支援協議会・地域支援事業等の関係法・制度を総合して、当事者本位で問題を解決できる身元保証・相談・支援・情報提供の施策を求める。

7. デジタル化

道具は使う者の目的と使い方で凶器にも利器にもなる。

2020年9月に作業を開始し第204国会に提案された「デジタル社会形成をめざす関連諸法」は衆参両院で多数の付帯決議を付け、慌ただしく可決された。

(DX=Digital Transformation : Xは英語圏でのTransの略記)

集積される個人情報が正しく管理され社会保障制度運営の効率化・サービス向上に用いられるなら市民生活に役立つ。その場合でも貧富の差により生じる情報端末・機器を入手・操作する機会の格差、加齢や障害などによるシステムからの排除があると深刻な権利侵害がひき起こされる。しかし自公政権の主目的は特定秘密保護法・共謀罪等とリンクさせて国家権力による国民の監視・統制に用いることにあると思われ、進行すれば個人・団体の思想・行動・人のつながり全てをデジタルで瞬時に把握できる恐怖社会を招く。

また、法はその目的に「国際競争力を高める」ことをうたっており、集積された個人情報を営利事業者に利用させて新産業を起こすことも目指している。個人情報について、自己情報コントロール権と自治体の独自性を否定し、国家目標と企業利潤のために集積情報を自由に利用することは許せない。

デジタルシステム管理者は、悪意ある「侵入・改ざん・さらし」や事故に対して最大限の防御をすべきことは当然だが、最先進国の軍事システムでさえ侵入事例が報告されているように国内外からの攻撃や災害に対して完全な防御は至難である。共通指標で作られた一極集中の巨大システムは個人と社会を重大な危険にさらす。また、顔認証を伴うマイナンバーカードの取得強要に向かっているが、法には顔認証の使途を規制する条文はない。国際基準から大きく遅れた内容でコロナ禍の混乱のなかで制定された法は根本的に見直すべきである。

8. マイナンバー制度とカード

(1) 「税・社会保障共通番号」法により、2015年10月からマイナンバーが各人に通知された後、申請した市民に個人番号カードが交付されている。2016年1月からは社会保障・税・災害対策手続きに番号利用が開始された。2017年から国の行政機関の間や自治体を含めた情報の連携、2018年からは銀行預金への適用(マイナンバー届出は任意)が開始された。

政府とその関係機関が収集した個人情報は厳格に保護されなければならず、犯罪者の攻撃に備えた侵入・漏えい防止のための体制とルールが確立されてい

なければならない。

これまで私たちは「マイナンバー」について、国民統治を優先する現政権下では、個人情報保護が軽視されることを指摘し、マイナンバーの機能拡大は抑制的に取り扱うべきと主張してきた。

政府は2020年にコロナ対策特別定額給付金支給手続きにマイナンバーカードを利用することで取得拡大を目指んだが、危惧した通り実務で大混乱となり、皮肉にも最も国民生活に必要な危機管理の場面で機能しないという失態を演じた。

(2) 2021年からマイナンバーカードに健保証機能を追加したが、患者・医療機関双方とも低い利用にとどまっている。こうした諸前提の整備を欠いたまま河野担当大臣は唐突に211国会に「2024年12月1日で健康保険証を廃止してマイナンバーカードに切り替える」法案を提出し可決された。

ポイントで釣る方法でも、住基カード廃止・パスポートから住所欄を削って身分証明機能を失わせる方法でも、カード取得者が政府の思惑より伸びないため、健康保険を質にとるという卑劣な手口である。

しかしマイナ保険証の発行・利用上のトラブルが相次いだこともあり、マイナ保険証の取り消し申請も増加し、紙の健康保険証廃止以降もマイナ保険証の利用率は2割台（25年2月）にとどまっている。政府は、国民皆保険を維持するため、従来と同様の保険診療を可能とする「資格確認書」（最大5年間、以降も更新有）の発行を決定した。75歳以上は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付する。（職権交付）

資産・所得・消費・移動の記録、医療情報までも集積された個人情報がカードを通じて漏出し、ネット上で共有されるという危惧は現政府の意識と能力からみて極めて現実的なものである。マイナンバーの持つ危険性を認識し、厳格な個人情報の保護、利用目的を限定したうえで、カード取得を強要しないよう引き続き主張する。

9. 税制・財政

(1) 社会保障と税財政

税は社会保険料と並んで、社会保障を支える基本的財源である。我が国の現在の国税は所得税・法人税・消費税を基幹三税としている。民主党政権時に消費税率を二段階で10%に引き上げて社会保障の機能強化を図る「税と社会保障の一体改革」が三党合意された。これにより、社会保障給付を含む国家財政を国債に依存してきた状況を変え、プライマリーバランス（PB=社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための政策的経費を、税収等で賄えているかどうかを示す指標）の黒字化目標が合意された。いわば「給付先

行型社会保障」を給付負担均衡型、給付改善型に近づけつつ「国債発散（債務が雪だるま式に拡大し抑制が利かなくなる事態）」を回避する方向が示された。

（2）消費税と自公政権

安倍政権は第一段階の3%消費税率改定は三党合意の時期に実施したものの第二段階の2%は数次にわたり選挙対策の道具に用いて延期し、2019年10月に至って問題だらけの軽減税率（公平・簡素・中立の三原則すべてに反する上、消費絶対額が大きい高額所得者を優遇する構造）と抱き合せでようやく実施した。その結果、防衛費などの社会保障以外の歳出膨張と相まって累積国債発行額は急増し続けている。これは18年末の財政審建議さえ指摘したように、「平成期間中の法人税と所得税の減税累積額と、消費税創設以降の累積税収とが相殺」された税制に大きな原因がある。

「手取りを増やせ、現役世代の負担を軽減せよ」のプロパガンダにより、税法上の非課税限度額の引き上げや消費税の軽減、社会保険料の負担の在り方が選挙の争点化したが、現行の社会保障水準を維持するための財源については、高齢者福祉の「給付と負担の見直し」以外は明確になっていない。

（3）法人税

国境を越えた野蛮な資本主義が求める法人税引き下げ要求に屈して、日本を含む各国が競って引き下げた結果、企業の社会的責任が放棄されつつある。しかも多くの法人が多国籍であること、恒久施設によらないデジタル事業であることなどをを利用して租税を回避してきた。また、実物経済貿易規模の100倍とも言われる国際金融取引は膨大な利益を上げているにもかかわらず、正しく捕捉されず国境課税はされていない。

かねてから私たちは退職者連合と共に法人税の引き下げ競争に終止符を打つべきことを主張してきた。厚い壁と思われたが、かつて法人税引き上げとデジタル課税を阻んでいたO E C Dが、国際連帯による法人税率最低限15%呼びかけに転じ、21年10月合意・23年実施となった。これを第一步として健全な社会のためにさらに前進させねばならない。

（4）所得税

① 個人所得税は累進課税の緩和、金融取引所得・金利の分離課税など富裕層優遇が続けられ、所得額が一定以上になると税負担率が急減するという著しい不公平税制になっている。これらを是正しなければならない。

労働力不足の深刻化や物価高による生活の困窮を背景に、所得税減税が繰り返してきた政府の全世代型社会保障構築本部は、2023年に主婦のパート労働などで年収が100万円の所に集中する就業調整が行われる現実の中で、労働力確保を目的に、「年収の壁・支援強化パッケージ」を決定した。「106万円の壁」、「130万円の壁」で生じる社会保険料等の負担増を補填する措

置を実施した。

- ・ 2024年度に、物価高に対応するための措置として、国民一人当たり4万円（所得税3万、住民税1万）の定額減税を実施した。
- ② 2024年の衆議院選挙で、「手取りを増やせ、社会保険料を軽減しろ」をスローガンに、「103万円の壁」の見直しを掲げた国民民主党が大幅に議席を伸ばした。社会保険料の負担軽減要求と併せ、社会保険に加入せずに就労できる制度の拡大は、会社経営者の社会保険料負担を免れ、安価な労働力を求めるものでもあった。

国民民主党は、「103万円の壁」見直しに向けて、自公と「年収による非課税の設定・拡大」をめぐり協議を重ねたが合意に至らず、政府案の「160万円」（基礎控除95万円、所得控除65万円）まで非課税限度額を引き上げる税制関連法案は、自公に加え日本維新の賛成により可決・成立した。

（5）住民税＝ふるさと納税

菅総務大臣時代に、批判的意見を述べた総務省幹部職員を更迭して強行創設した「ふるさと納税」は、その後返礼品競争に墮した側面と首長に対する納税拒否の側面を持つなど本来の寄付控除からは大きく変質している。また、返礼品競争が過熱する中で、仲介業の利益は大きく、24年12月には世界最大の通販サイト「アマゾン」も参入し、返礼品競争は一層過熱化している。

自治体と納税者を当事者とする本来の寄付控除の趣旨に反して仲介業の稼ぎ場に陥っているふるさと納税は、廃止を見据えつつあり方を見直すよう求める。

（6）国際連帯税

コロナ禍のパンデミックは、対策をとる経済力を欠く途上国で深刻な被害をもたらしている。一方、国際金融取引で桁の違う利益を得る法人や個人がいる。途上国の貧困対策や公衆衛生対策を充実させる原資などとするため金融取引税を中心に国際連帯税の創設を求める。

2. 憲法改悪反対、戦争法の廃止をめざし、 平和と人権・環境を守ります

私たちは、平和と人権・環境を守るため、次のように活動します

（1）平和

- ① 平和主義・主権在民・基本的人権を定めた憲法理念を守り、憲法第9条をはじめとする「憲法改悪」に反対する。議席数を背景にした強引な両院の憲法審査会運営に反対します。

憲法理念に反する安保法制（戦争法）・共謀罪法・特定秘密保護法（2014年施行）・重要経済安保情報保護法（24年5月10日成立、公布から1年内に施行）廃止を求めます。また、国民投票法（2021年改定）の抜本見直しを求めていきます。

- ② 先の大戦末期、東京大空襲で10万人以上が、その他各都市でも多くの民間人がなくなり、戦後国は旧軍人・軍属とその遺族には恩給や年金を支払ってきましたが、空襲や被爆者などの民間人の被害者には、1987年の最高裁判決「戦争被害者受忍論」を理由に、補償していません。超党派の議員連盟が国家補償の救済法の制定を求めており、その成立を目指します。
- ③ 学術研究と教育を国家の支配下に置く策動に反対し、その具体化である第一次安倍政権による教育基本法の改悪（06年）、菅政権による日本学術会議会員選別任命（21年）に反対し続けます。

2020年菅首相が学術会議6人の任命を拒否したことをきっかけに、学術会議の組織の在り方の見直しが進められてきました。菅首相以降岸田首相、石破首相も、任命拒否の理由を一切明かさず、国の特別機関から特殊法人化する「日本学術会議法案」が国会に上程され、衆議院で自民・公明、維新の賛成で可決し、参議院審議に移されました。（5月13日）

法案は、26年10月に特殊法人化し、首相が任命する「監事」を置くとされ、また、法文では、会員の解任に関する規定が新たに設けられましたが、坂井特命担当大臣は「特定のイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は解任できる」と答弁しており、国の学術研究への介入・支配につながり容認できません。

- ④ 核兵器廃絶を求め、17年7月国連で可決された核兵器禁止条約を日本が速やかに批准することを求めます。2025年は、被爆から80年、被爆の実相を後世に伝え、核兵器廃絶運動を継承できるか、重要な年でした。1998年に長崎で始まり、代々受け継がれ国内外に活動の場を広げた高校生平和大使と高校生1万人署名は「継承」のモデルと言えます。この取り組みを進めている高校生の運動と連携をはかります。国際的緊張を口実にした日本の核兵器共有化論は戦争被爆国民として許されません。

連合、原水禁・KAKKINは、来年予定されている「核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議」に向け、「核兵器廃絶を求める1000万署名」を実施しており、積極的に取り組みます。

- ⑤ 市民生活と環境を破壊している全国の米軍基地・自衛隊基地の撤去・縮小を求めます。なかんずく沖縄の普天間基地撤去、辺野古新基地建設工事の中止、南西諸島における自衛隊新基地建設の中止を求めます。オスプレイの日本配備・国内飛行に反対する。辺野古新基地工事をめぐる国の「代

執行」と第213国会で改定された地方自治法による国の指示権加筆は憲法に定めた地方自治権の否定であり、改憲への危険な助走として反対します。

- ⑥ 岸田政権が22年12月唐突に提起して閣議決定を強行した安保三文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）の石破政権での改定と、防衛予算倍増計画（GDP比1%→2%：防衛力抜本強化財源確保法）、自衛隊の装備拡大（防衛装備品開発・生産基盤強化法）、武器輸出拡大（防衛装備移転三原則運用指針改定）に反対します。
- ⑦ アメリカ軍の海外基地の3割以上が日本に置かれており、うち7割以上が沖縄に集中しています。現在まで沖縄県における米軍・軍属による事件が続いているが、犯罪を裁く第一次裁判権が日本ではなく、米軍機の墜落事故等に対する日本の警察や消防の現場検証や証拠品の押収すらできません。日米安保条約と日米地位協定に起因することであり、世界各地の米軍基地に比べて日本国民の権利が極端に無視されている「日米地位協定」の抜本改定を求めます。
- ⑧ いかなる戦争にも反対する。

ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるパレスチナ侵攻と無差別虐殺、アメリカのイスラエルと連携したイランへの軍事介入、ミャンマーの軍事政権による少数民族抑圧など、軍事力による他国家・他民族への侵攻・支配の正当化に反対します。

また、戦争地帯への自衛隊の派兵・軍事介入に反対します。

（2）基本的人権が尊重される社会

- ① 「心のバリアフリー」を推進し、多様な属性の主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現をめざします。
- ② 家庭・職場・学校・ネット空間等社会のあらゆる場所から、人種・民族・国籍・性・障害・年齢・疾病・職業などへの差別意識に基づく多様なハラスメント、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム、差別・中傷をなくします。
- ③ 24年5月に成立した「離婚後共同親権を定めた改正民法」はDV・虐待を再生産する危険性が高い。個人の尊厳と両性の本質的平等に立って、改定の影響を検証し、必要な再改正をすることを求めます。
- ④ 外国籍市民の権利を否定する改悪出入国管理法に反対します。
- ⑤ 我が国の中心的な人権課題の一つである部落差別を再生・拡大しようとする動向を許しません。

（3）性差別を許さず、ジェンダー平等・多様性の尊重

- ① 憲法が保障する「個人の尊厳と両性の本質的平等」と「男女共同参画社

会基本法」の理念を社会のすべての場面で実現します。

- ② 女性の社会的尊厳・人格を確立するため、「選択的夫婦別姓」の速やかな法制化をめざします。「配偶者暴力防止法」を整備・活用してDVを根絶します。
- ③ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を実効あるものにするため、政党に自発的クオータ制の導入、両性交互の国会議員比例代表候補順位を呼びかけます。
- ④ 退職者連合が掲げる「ジェンダー平等に関する政策制度要求」を共有して取り組みます。
- ⑤ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を実効性あるものとすべく取り組みます。
- ⑥ 多様な性のありかたを受け入れる社会
LGBTQなどの性的少数者の人権が多数者の人権と全く等しく守られる社会をめざします。

(4) エネルギー政策と気候災害

- ① 頻発する気候災害は気温上昇を防がない限り深刻化します。これを惹き起こす化石燃料発電と、危険で人類がコントロールできない原子力発電とをやめ、再生可能な自然エネルギーによる電源に転換する。新たな原子力発電所は建設せず、既存の炉は再稼働せず計画的に廃炉することをめざします。

政府が22年7月から設置した「GX実行会議」はそのための議論をすべきだったが、10年間のロードマップとして23年2月にまとめ閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」は福島原発事故とその教訓を無視して原発への全面回帰を内容としており、認められません。

また、経産省は3年毎改定の「エネルギー基本計画」24年版で、敷地内建て替えの名目で事実上の新規原発建設を目論んでいます。

原発再稼働につながる中間貯蔵施設の建設や、安全性が確認されていない高レベル放射性廃棄物の地層処分に反対します。

- ② 災害・事故・他国等からの攻撃に対して脆弱な大規模一極集中エネルギー生産システムを見直し、中小規模で地産地消型のネットワークシステムに転換する。消費者たる退職者会員に再生可能エネルギー購入への転換を呼び掛けます。
- ③ エネルギー政策の地方分権を進め、生産活動・消費活動を通じてエネルギー多消費型社会構造・生活構造を改め、省エネルギー・集約型消費への転換をめざします。
- ④ 引き返せない領域に入りつつあると言われる温暖化を防止するため、国

際連帯に基づいて速やかに抜本的な気候変動対策を講ずることを求めます。

⑤ 日本の人口1人当たりのプラ容器廃棄量はアメリカに次いで多く、プラごみの輸出大国です。日本は生産から使用・廃棄の抑制、リサイクルの強化、代替品などの技術開発、途上国支援など世界のプラごみ対策をリードするよう求めます。

⑥ 海洋環境を汚染し、生物生命を危険にさらし、関係する国民・諸外国が反対する福島原発汚染水の海洋放出に反対します。

(5) 食の安全と安定、持続可能な農業

① 日本の食料自給率が38%で、世界最低水準にある状況の改善と食料の安全保障を確立するため、生産基盤を整備促進し、農林水産従事者の所得の向上と次世代を担う新規参入者の育成・確保を図り、農山漁村の活性化をめざします。

② 種子法が18年に廃止され種苗法が20年に改定されたが、引き続き地域特性を踏まえた国内の研究開発が継続されること、生産者の自家増殖が大きな負担なしで維持されるよう取り組みます。

③ 一部の海外農業企業が行っている「遺伝子組み換えで作った特許種子と、その作物に特化適合する農薬をセット販売にし、一旦購入した農家は将来にわたってその会社から購入した種子・作物しか栽培できなくなる」商法に反対します。

(6) 取り組み

これらの課題について、現職労働組合・市民運動組織と連携して取り組む。中央では「フォーラム平和・人権・環境」、地域では平和運動団体との間で連携を進めます。また、これまで運動を共有してきた「戦争をさせない1000人委員会」、「さようなら原発1000万人市民アクション」、「伊達判決を生かす会」などとの連携を強めます。

説明資料 憲法・平和・人権・環境の経過と情勢

1. 戦後・被爆80年、核兵器廃絶を！

今年は、戦後・被爆80周年の節目の年です。80年前、広島や長崎で落とされた原爆は、一瞬にして多くの命を奪い、今もなお原爆症に苦しんでいる人がいます。

80年経った今もなお、世界中で戦火が絶えず、核兵器が存在し使われるリスクも高まっている。現在保有されている核兵器は、広島・長崎の数百倍の威力、戦略型核兵器弾は一瞬にして数万人が犠牲になると言われている。世界の核兵器の総数は増えて

いて非常に危機的状況にある。

昨年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞したが、日本は、核兵器禁止条約を批准せず、核兵器廃絶に向けた「条約締結国会議」へのオブザーバー参加も否定している。

ひとりひとりが、戦後・被爆80周年を節目として、軍拡競争をするのではなく、核兵器廃絶、軍備増強反対の声を強くあげていかなければならない。

2. 改憲

(1) 日米政府は、講和条約締結以来一貫して「日米地位協定」と「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を憲法より上位に置いて諸事を律してきた。安倍政権はさらに閣議による解釈変更という立憲主義を否定する手法をとったうえで2020年9月一連の戦争法（安保法制）を強行可決した。

その後自民党は改憲重点4項目（第9条で自衛隊、第73条・第64条で緊急事態条項、第47条・第92条で参議院合区解消、第26条・第89条で教育改革）を掲げ明文改憲を目指している。

岸田政権を引き継いだ石破政権は、憲法改正や安全保障などについてはこれまでの政策を継承する立場をとっており、基本的には「安倍・菅政権」の継承政権といえる。

憲法改正に前向きな政党・議員と与党の議席数を合わせると、憲法改正発議に必要な310議席を超えており、昨年の衆議院選挙結果を受け、衆議院の憲法審査会は立憲民主党の枝野氏が会長を務めることになり、一定にブレーキが掛けられる状況になった。しかし、野党の中で憲法改正を主張する政党が議席を伸ばしており、改憲が現実的な政治日程にのぼる事態も想定される。私たちは世界に誇るべき平和憲法を守り、立憲主義と国民の権利を否定する改憲に反対して「平和フォーラム」、関係団体や協力議員と連携して取り組みを強化する。

(2) 21年に成立した改正国民投票法は、附則で「施行から3年を目途に検討を加え、法制上の措置を講ずる」とこととされており、広告規制・ネット規制・最低投票率の問題などの見直しと厳密な定めが不可欠である。

3. 反動諸立法

思想・信条・表現の自由を定める憲法を否定する「特定秘密保護法」、国連人権理事会が表現の自由を不当に制約する惧れがあると指摘する「共謀罪」は司法取引・野放しの盗聴と相まって、日本を監視と密告、恣意的な警察の捜査と刑罰の社会へと変質させる危険性を持っている。また、大戦への反省を込めて制定された「教育基本法」を改悪したことが教育の統制・反動的教科書選定をもたらしつつある。「日の丸」

「君が代」強制の条例化等は次世代教育をゆがめている。また、24年5月に成立した重要経済安保情報保護法は、公務員を中心とする規制だった特定秘密保護法を民間まで拡大し、しかもその発動要件は政権の恣意に委ねられている。

4. 急増する軍事費

自公政権下で、FMS調達（対外有償軍事援助）による武器の「爆買い」などにより「防衛費」が大きく膨らんでいる。

加えて政権はロシアのウクライナ侵攻批判に便乗して防衛費をGDPの1%以内にとどめるという過去の閣議決定を破棄して、5年後をめどに2%にまで増額する方向を打ち出した。我が国の借金（国債）は既にGDPの2倍以上になっており、軍事費倍増の財源は無い。政権が購入する武器の多くは集団的自衛権行使による敵地攻撃に対応しており、専守防衛の自衛隊の位置づけの下では不要なものである。自衛艦・潜水艦の増も、まして空母の建艦など必要がない。

軍備費増強など戦争につながる動きを支持する声も増えてきており、防衛省・自衛隊が発行した「日本の防衛——はじめての防衛白書2024」という冊子が学校現場に持ち込まれている。その中には、「戦争が起きないようにするための「抑止力」が必要。抑止力とは、自分の国を守るという力を持つだけでなく、いざというときはその力を使うという意思を相手に分からせることで、他の国に対し、攻め込むのを思いとどまらせる力のこと」と書かれている。また、ウクライナとロシアの戦争に触れ、「ウクライナは国を守るために十分な力を持っておらず、攻め込んでも大丈夫とロシアから思われた」とも書かれている。さらには、中国、北朝鮮、ロシアを名指しし、敵国と思わせるような表現もされている。逆にアメリカについては「大切な同盟関係、日本が攻撃された場合には、日本とアメリカが一緒に立ち向かう」と関係を重要視する表現となっている。

このように現行憲法にも反する、誤った考え方を正しいことのように、学校現場に持ち込むことは子どもたちを洗脳する行為であり、過去の軍国主義教育と重なるものである。戦争にむけた準備をしているともいえ、見過ごすことができない問題である。

社会保障と平和は表裏一体であり、軍事費と社会保障費は相容れない対極にある。「防衛費」の増加と敵基地攻撃能力の保有に反対する。

5. 国家主義と米追随・日米地位協定

(1) 安倍元首相や多くの自民党議員は、先の大戦を“自存自衛の戦争”と正当化している靖国神社に大挙して参拝するなど戦前型の偏狭な国家主義を振りかざしている。他方で同じ人物がアメリカ政府の求めには卑屈に追随するという国家主義に背反した行動をとってきた。高額なアメリカ兵器を大量に購入して米政権に媚び、防衛予算を肥大させる構造を断ち切らねばならない。岸田政権は

防衛費を5年で倍増させ、GDPの2%まで引き上げるとしたが、石破政権もその政策を引き継いでいる。また、アメリカ政府からはNATO加盟国の軍事予算倍増動向を背景に、非公式に日本も「GDPの3.5%」の軍事費増大を求められたとも報道されている。ロシアのウクライナ軍事侵攻以降、世界的な軍拡動向や核拡散防止の取り組みの後退が顕在化している。

(2) オスプレイは試作段階から事故が多発し、極めて危険なものであるにもかかわらず、事故原因解明・再発防止策を欠いたまま、日米一体で配備・超低空飛行を拡大して市民を危険にさらしている。沖縄の普天間飛行場では、沖縄県や宜野湾市等の排出中止要求を無視して発がん性のある有害な有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)を含む汚染水を大量廃棄している。

また、岩国基地をはじめ、国内の米軍基地からの訓練飛行で住民に騒音被害や事故の不安が高まっている。

在沖縄米軍兵による性的暴行事件が続いている、外務省は沖縄県にも事実を伝えないと、事件の隠ぺいを図ろうとしてきた。在日米軍とその下働きを務める自衛隊に、これ以上市民生活を侵害させないため、占領状態のままの日米地位協定を速やかに抜本改定する必要がある。

6. 日米軍事一体化の「南西シフト」

台湾有事を口実に沖縄本島と、与那国島、宮古島、石垣島、奄美大島にミサイル部隊を配備し、馬毛島でも日米の軍事基地化が進む。この「南西シフト」に導入される12式地対艦誘導ミサイルは1,000キロ以上の長射程であり、敵基地攻撃の拠点に位置付けられる。相手国の標的でもある。

安保関連3文書は、有事の際に自衛隊が全国の14空港、24港湾で利用を可能にする。また、沖縄本島を除く先島諸島の住民12万人を九州各県と山口県に避難させる計画は、航空機や船舶を使って1日約2万人を6日間で移送する。入院患者はどうなるのか。1944年に児童や教員らを乗せた「対馬丸」が米軍の魚雷攻撃で沈没、1,400人以上が命を落とした惨劇がダブる。机上の空論に過ぎない。

2023年3月以降、離島の奪還を想定した日米共同訓練「アイアン・フィスト」を徳之島、沖永良部島、喜界島、種子島で頻繁に行っている。

2023年7月から8月には離島防衛を想定した国内最大規模の「レゾリュート・ドラゴン」が陸自の西部方面隊など約5,700人、在米沖縄海兵隊など約3,200人が参加して実行された。

7. 沖縄戦の実相を否定する西田議員発言

今年5月3日、自由民主党の西田参議院議員は、沖縄県でのシンポジウムで、糸満市のひめゆりの塔にある沖縄戦で犠牲となった「ひめゆり学徒隊」の説明について、

「歴史の書き換え」として否定し、沖縄戦の実相を無視する講演を行った。発言は数日後に謝罪・撤回されたが、「発言は事実」とも繰り返しており、平然と苛烈で悲惨な沖縄地上戦の実相理解を拒否している。また戦後の沖縄に集中している米軍基地の問題にも目を向けようとしていない。また、自民党内からも西田発言への厳しい批判はほとんどない。

歴史から学ぼうとしない自民党は、「台湾有事」に際し、「沖縄先島諸島の住民12万人の九州各県への避難」など現実性が全くない計画を平然とつくれるのである。沖縄をアメリカの対中国戦略の軍事防衛の「盾」とするための「南西シフト」計画への反対を強めることが重要となっている。

8. 辺野古新基地建設反対

辺野古新基地建設は、1966年の米軍のマスタープランで計画されていたが、当時の米国の財政事情等で見送ったといわれる。施政権返還後は基地の建設・維持経費が日本政府負担となつたため、米軍は老朽化した普天間に代えて辺野古に新基地を建設することを要求してきた。日米政府は卑劣にも1995年の少女暴行事件で沸き起こった県民の怒りを逆手に取ってこの計画を復活・推進しようとしている。

沖縄県民は、辺野古に新基地を建設する「日米合意」後も粘り強い闘いで着工を阻んできたが、自公政権は強引に埋め立て工事に着手し、あろうことか沖縄戦の犠牲者の遺骨が眠つたままの土地を掘り起こして海を埋めようとしている。

また、沖縄県と国が争つた「埋め立て承認撤回の取り消し訴訟」及び「サンゴ移植許可取り消し訴訟」について、最高裁は行政の違法行為を監視すべき立場を放棄して、国の行政不服審査法による執行停止制度の乱用、地方自治法を逸脱した国の関与などの違法行為を追認する判決を出すなど、政権の手先と化している。

しかし、沖縄県民は県民投票・諸選挙で強い反対の意思表示を繰り返し、行動を継続している。また、辺野古の海面下90メートルには対処不可能と言われる軟弱地盤があり、工事は政権の思惑通りには進んでいない。

私たちは辺野古新基地をはじめ、全国の米軍・自衛隊基地による市民生活・環境破壊を許さず、決してあきらめることなく沖縄県民と連帯して阻止運動を続ける。

9. 平 和

22年2月24日にロシア軍が隣国ウクライナに侵攻して各地で悲惨な市民被害が生じている。ミャンマーでは国軍によるクーデターのあと、国内民主派や少数民族が苛烈な弾圧を受けていると伝えられる。また、中国ではウイグル族に対する非人道的な取り扱いが報じられている。

また、23年10月のハマスによるイスラエルへの奇襲攻撃に端を発し、それに対するイスラエルの激烈な対パレスチナ報復軍事行動は非戦闘員の市民、特に多くの子ども

の生命を奪っている。さらに、イスラエルはイランの核開発を自国への脅威との口実でイランを先制攻撃し、トランプ政権も核開発阻止を目的に核施設を攻撃した。核兵器を所有する両国の先制攻撃は全く身勝手な理屈で、国際法違反であり、核戦争への戦火拡大を招くもので決して許されるものではない。

これら強権国家による民族弾圧や武力侵攻を止めさせるために広範な人々とともに人道支援を行い、声を上げ続ける。

市民理解も得られないまま大軍拡路線をひた走り、日本の安全保障政策を変容させるのではなく、徹底した外交努力を行うべきであり、粘り強い対話を通じて近隣諸国との関係改善を図ることが先決です。そのためにも、自公政権とそれに寄り添う一部野党の動向を許さない運動を作り出すことが必要です。

10. ジェンダー平等、多様性の尊重

日本におけるジェンダー平等、多様性の尊重を実現する運動は戦前の先駆者以来粘り強く続けられてきた。その間高揚期と停滞期を繰り返しながら少しづつ理解は深まり、力は増してきた。しかし、性・年齢を問わずジェンダー差別の固定化を主張する政治家や、言葉に出さないが意識の深い部分で差別が構造化されている市民は私たちを含めて少なくない。責任ある地位についている女性の比率など、平等参画の国際比較では日本は極めて遅れたところにとどまっており、飛躍的前進を図ることが求められている。

選択的夫婦別姓制度実現に向け退職者連合は政府に対する団体署名を実施し、地公退各組織も積極的に取り組んできた。また、25年4月には立憲民主党が法案を国会に提出し、国会での議論も開始され、自民党も対応せざるを得ない状況になっている。しかし自民党内でも意見が分かれており、野党間でも立憲民主党の法案との調整の課題も残されている。退職者連合では「選択的夫婦別姓制度化」を求める団体署名を実施したが、実質的なジェンダー平等を根付かせる取り組みの一環として、その実現を求めて取り組みを進める。

また、厳しい差別にさらされている性的少数者（LGBTQ等）の権利が守られなければならない。

退職者連合が踏み出したジェンダー平等・多様性尊重の政策制度要求運動は、法律・政策・制度、社会意識の変革など広範な課題に及んでいる。また、これと合わせて自らの立脚基盤である退職者会運動における女性会員増・役員比率の向上を提起している。私たちは退職者連合と連帯して運動前進を図る。

11. ヘイトスピーチ・組織化されたハラスメント

世界各国で既成政党への失望から、「単純で力強い」言説や、国家主義・排外主義への支持が増えつつある。また、国会・自治体議会で、保守系政治家を中心に人権を

傷つける暴言・野次が相次いでおり、これらの言動がヘイトスピーチをあおっている。あおる本人の資質がいかに貧しくとも、公人の発言は関係者を深く傷つけ、国内外を汚染することを軽視してはならない。

また、企業や教育の場を含めて多様なハラスメントが横行している。新たに採択されたILOの「ハラスメント防止条約」に適合するよう日本の国内法を整備して批准するとともに、人権尊重の根本理念・法制度を再確立せねばならない。

日本における一連の反動化は散発的に自然発生しているのではなく宗教団体・自称ジャーナリスト・保守政治家らで作る「日本会議」を軸に、反動的教科書採択運動とあいまって組織的に展開されつつあることに留意・反撃する必要がある。

大きな混乱が起きている時は排外主義者・差別主義者が行動を起こす機会でもある。DV、児童虐待、外国人や性的少数者に対するヘイトスピーチ・ヘイトクライムなどが急増している。私たちは気を引き締めて人権を尊重し合う社会をめざす。

12. 人 権

(1) 生命・身体の安全に関わることや不当な差別などの人権侵害が後を絶たない。とくに、いじめや児童虐待、インターネット上の誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーの侵害、偏見や差別を助長する情報の発信、企業等における過労死や各種ハラスメント、不当な差別などの問題が発生している。また、SNS閲覧数を金儲けの機会に位置づけて、犯罪でしかない刺激動画をアップする個人や組織が急増していることにも留意せねばならない。

川崎市の出版社=示現舎が「表現の自由・学問の自由」を標榜して部落地名総鑑の復刻版出版を企て、その出版禁止・ネット掲載禁止の仮処分を求める裁判が行われた。一審の東京地裁は“復刻版の出版・ネット掲載は人格権に対する侵害行為である”として仮処分及び賠償を認める判決をした。係争は続いていたが、昨年12月最高裁は「差別されない権利は人格権の内容として承認される」とした高等裁判所の判決を認め、出版禁止と550万円の損害賠償を命じた判決が確定した。確信犯的な示現舎の行動は部落差別の陰湿さと執拗さを象徴している。

新型コロナウイルス感染者や医療従事者、ハンセン病患者や元患者、その家族に対する偏見や差別、外国人や障害のある人に対する偏見や差別の問題とあわせて、社会全体で基本的人権を守る運動が求められている。

(2) 外国人差別と排外主義を許さない

現在日本で暮らす外国人は約370万人を超え、うち就労者は260万人、大半は、国民生活を支えるエッセンシャルワーカーとして様々な領域・地域で私たちの生活を支えています。しかし、昨年来、衆議院選や今年の参議院選等で根拠のない情報による悪質なヘイトクライムをあおり、ネット動画等で拡散し深刻な

外国人差別、排外主義による人権侵害が起こっています。

外国人も日本人も地域や職場の中で共生し、暮らしていくために、地域や職場におけるヘイトクライムを許さない取り組みを進めていくことが必要です。また、参議院選挙後、国内で生活する外国人に対する出入国管理を含め様々な規制強化の動きが強まっており、排外主義を許さず地域・職場で共生していく社会の実現に向け一層の取り組みの強化が求められています。

- (3) 刑法の性犯罪規定の改正が23年7月に施行された。2019年に4件の性犯罪事件が無罪判決となったことを契機に多くの性暴力被害者と支援者が始めた法改正要求運動が拡がり「同意なき性交は犯罪」という日本では画期的な内容が実現したもの。また、今次改正に盛り込まれなかつたいくつかの課題は5年以内に見直すという附則が定められた。法の適切な実施と、次期見直しにより被害者が守られる改正を実現するため努力する。
- (4) また、いわゆる引きこもり問題など、社会から取り残される人を作り出さないための社会的支援体制が求められている。変わりゆく社会・経済の中で、平和・人権・環境を守り、社会保障の機能強化のため全ての社会構成員が知恵と力を出し合うべき時だ。

13. エネルギー政策と気候災害

- (1) 世界各地で頻発する深刻な暴風雨、干ばつ・山火事は化石燃料の燃焼で大気中に放出されたCO₂により気温が上昇したことによる気候災害である。また、北極圏では永久凍土が溶けて、閉じ込められていたメタンガスが大気中に放たれつつあり、引き返せない段階に達したとまで言われる。一刻も早く化石燃料への依存を止めねばならない。

国のエネルギー政策は、無制限な需要に応える広域・集権的な供給構造を前提としている。これを転換し、地域自治によるエネルギー政策決定、適正な供給量に対応する需要コントロール、多様で分散型の供給システムとすべきである。あわせて再生可能な自然エネルギーの開発普及により、直ちに温室効果ガスの削減に着手すべきである。このために、国・企業・個人がそれぞれの持ち場で取り組む必要がある。

- (2) 2016年4月から小口契約者も自由に購入電力を選択することが可能になり、それまで地域独占大手電力会社によって強制的に購入させられてきた電力を、市民が市場経済を通じて拒否できる力を持った。地域独占大手電力会社から再生可能エネルギー事業者への契約変更者はまだ必ずしも多くない。送配電を支配している大手電力による再生可能エネルギーへの妨害を無くし、電源構成（何によって作られた電力か）公表の義務化などを実現して買う電力を選ぶ運動を進めたい。

経済産業省は原発を優先させるルールを定めており、電力供給において再生可能エネルギーを優先させるように求めることが必要である。環境や景観への影響への対策も含めて、国内外での努力に学び、再生可能エネルギーの活用を柱に据えたエネルギー計画を示すことを政府に求めていく。

(3) また、「責任投資原則（PRI）」（投資の際に、環境保護や社会的責任を果たす企業行動に着目して投資先決定の優先条件にする）は再生可能エネルギー重視の有効な手立ての一つとなる。GPIFの責任投資原則への署名も活用して各領域での推進が期待される。

14. 原 発

(1) 福島第一原発事故から14年が経過したが、いまだに土壤の除染や汚染水の処理、廃炉など課題が山積している。事故の収束に目途が立たない中、政府は原子力を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発再稼働・新增設方針に舵を切った。また、2047年までに高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉を決定したものの、現在国内の原発の11基を再稼働（経済団体は30基程度の稼働を主張）させている。

2021年4月13日、政府は福島第一原発から排出されている放射性物質を含む100万トン以上の「処理済み汚染水」を福島県沖の太平洋に放出する計画を承認し、原子力規制委員会も2022年5月これを大筋で認めた。これらの結果岸田内閣によって23年8月以降、今後数十年続くといわれる海洋放出が強行開始されている。

(2) 事業者は放出時の汚染濃度は国が示す基準を満たしていると説明するが、放出直前に海水を混ぜて薄めるだけで放射性物質の投棄総量は全く変わらず、安心・安全性の説明になっていない。しかも東京電力の調査によると、汚染水を処理する設備「ALPS」に取り付けられているフィルター25カ所のうち24カ所の破損が判明した。政府が「人体に影響がない」と処理水の安全性をいくら主張しても説得力はない。汚染水海洋投棄、休止中原発再稼働・原発新規建設に反対する。

福島第一原子力発電所事故に伴う県内外への避難者は依然2万4千人を超えており、他にも自主避難者が多く存在している。

また、廃炉に当たって、2号機の燃料デブリの取り出しは、3年遅れて着手され、昨年11月までにようやく0.7gのデブリを採取した。福島第一原発1号機から3号機には推定で880トンの燃料デブリがあるとされている。安全に廃炉作業を進めていくためには、技術的な課題の他作業従事者の被ばく問題なども懸念されている。

(3) 熊本地震は川内、玄海、伊方のほか全ての原発にも重大な危険性があること、

そこで事故が起きれば偏西風という日本の気象条件下では福島原発以上に広範な国土が放射性物質に汚染されることを改めて示した。

また、24年1月1日の能登半島地震では、運転停止中ではあったが志賀原発で薄氷を踏むような事態が生じたと報告されている。仮に事故が発生していたら、復旧作業の現状が示す通り「避難計画」は全くの絵空事であることが明白になった。しかし、岸田政権は、原発依存政策を変えようとせず多くの反対意見を押し切って、安倍・菅政権ですら踏み出さなかった、原発の新增設、稼働期間の延長に途を開く「GX（グリーントランスマーケーション）脱炭素電源法案」（＜脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案＞①原子力基本法、②電気事業法、③原子炉等規制法（炉規法）、④使用済み燃料再処理法、⑤再生可能エネルギー特別措置法、の一括改定）を211国会に提出、維新・国民民主党も賛成し可決した。

（4）国は高レベル放射性廃棄物の最終処分を目指す文献調査の有望地点拡大に向けて全国行脚を始めた。安全性が確認できない地層処分に反対する運動が急がれる。山口県上関町は原発誘致計画が頓挫したあと、使用済核燃料中間貯蔵施設建設に手を挙げている。「高レベル放射性廃棄物」、いわゆる「核のごみ」の最終処分地選定に係る最初のプロセスである「文献調査」の受入是非を巡り、長崎県対馬市では2023年、住民を二分する議論が起きた。

文献調査受入に伴い交付される20億円の交付金。これを「過疎が進む対馬の活性化の起爆剤にしたい」という推進派の思惑に対し、対馬市長は「対馬の主力産業である水産業や観光業の売上は交付金20億円では替えられない」と発言。併せて「交付金ではなく、その地域が持つ自然や文化を活かした産業を大事にしたい」という意思を示した。一方で、処分場の選定をめぐっては、北海道と佐賀県の3つの町村が名乗りを上げ、原子力発電環境整備機構による調査が進められている。

「都市の問題を財政規模の脆弱な地方が肩代わりする」というエネルギー政策ではなく、地方がそれぞれの地域の特性を活かして、自立して産業を発展させることができるように、エネルギー政策そのものの在り方を見直すべきである。

廃棄物の処理は技術的にもコストからも極めて困難ということが世界の常識になりつつある中で、原発回帰を進めるのは核兵器を持つための基盤技術として位置づけているとしか思えない。

連合は福島原発事故後、慎重な検討のうえ原子力エネルギーに依存しない社会をめざす方針を決定した。私たちはこれを共有したうえで一歩を進め、一旦衆議院の解散によって廃案になった「原発ゼロ基本法」の精神を受け継ぐ立法運動の再構築を含めて、今まで以上に取り組みを強める。

15. 食の安全と安定、農山漁村の活性化

日本の食料自給率はカロリーベース38%で、2030年の法定目標とされている45%には遠く及ばない。災害・戦争・経済制裁などわずかなきっかけで輸入が止まれば、直ちに日本国民は飢える。食料の安全で安定的な供給には、農林水産業の生産基盤の整備と経営の持続的発展が必要である。特に主食であるコメの生産が重要であるが、これまで事実上の減反政策が続けられてきた。昨年からのコメ不足や価格高騰で消費者の負担が増え、流通システムの改善が課題となっている。

石破首相は8月5日、2027年度以降にコメの増産に踏み切ると表明した。この間、農家は政権に振り回され、高齢化による後継者不足と資材等の価格上昇で厳しい経営が続いている。今後、減反政策の見直しによって、農地の集約による大規模経営化や生産コストの削減とともに、中山間地の小規模農家の所得と農地を守る直接支払い制度の拡充、担い手の育成・確保のための新規参入者支援制度の強化、農林水産物の増産と海外への販路拡大が重要となる。

3. 民主的政府・市民が主人公の社会づくりをめざします

(1) 24年10月の衆議院選挙で自・公政権は大幅に議席を減らし少数与党となりました。

その結果、今までのよう、まともな国會議論を行わず「数の力」で一方的に自民党の政策を強行することはできず、多くの政策課題で、与・野党協議と合意が不可欠となりました。

衆議院における与野党逆転により国会審議の在り方は確実に変わりつつあります。新たな政治の流動化を確実に日本の政治改革、反戦・平和、社会保障充実につなげていくために、野党間の協力・連携を強め、政権交代を担える力を作り出すことが期待されます。

(2) 私たちは、市民の生活基盤である社会保障の機能強化を求めます。私たちは、日本を戦争する国に転換させることを拒否します。改憲策動、強権支配社会を許さず、人権・民主的合意に基づく節度ある社会を求めます。

(3) 社会を覆う閉塞感は、ネット社会化とあいまってファシズムを呼び込む社会心理を生み出す危険性を持っています。市民が社会の仕組みを全体として理解する努力を払い、論議による合意形成を図ることで民主主義は成就します。市民が主人公として国会・政府任せにしない行動をとることによって健全な社会づくりが可能になります。私たちはあきらめることなく地域から粘り強く取り組みます。

(4) 自治退は、自治労、自治労協力国会議員団との連携を軸に、立憲民主党・社民党などとの協力を進めます。この立場から、第27回参議院選挙では、比例区の岸まきこさんを推薦するとともに、各地域の自治労が推薦する候補を推薦して現退一致で取り組みました。

説明資料 民主的政府・市民が主人公の社会づくりの経過と情勢

1. ポスト安倍でも解明されない、森・加計・桜・統一教会との関係

安倍氏は在任中、集団的自衛権を容認する安保法制や共謀罪法等を強行採決してきた。また、森友・加計学園問題、桜を見る会など政治の私物化や行政文書改竄問題について、多くの事実を隠蔽し、国会で虚偽答弁を重ねてきた。国葬実施はこれらを隠蔽して安倍氏を礼賛するとともに、安倍政治への批判意見に対する圧力になる。正当な批判・自由な言論の保障は、民主主義の根幹である。不慮の死を遂げたとしても「失政」がチャラになるわけではない。

また、襲撃事件によって明るみに出た旧統一教会との関わりについては、安倍氏がこれまでやってきたこと、歴代の政権や自民党と統一教会との関係検証が欠かせない。統一協会（世界平和統一家庭連合）は靈感商法や寄付の強要、集団結婚式などで甚大な被害を出している反社会的カルト集団であるとともに、自民党が用いる言葉の意味で「反日」の組織であることはよく知られている。この集団と自民党が安倍氏を軸に深く広く結びついてきた事実が次々と明るみに出ている。関係した議員の多くは、旧統一教会を「反社会的団体とは知らなかった」「選挙で勝つため、詳しく知らずに協力してもらった」と釈明しており、本質的な問題は解明されていない。

4. 住み続けられるまちづくりのため、交通政策を推進します

- (1) 交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者、運転免許証返納者など交通制約者の生活維持のため、鉄道を含む地域公共交通・移動手段の体系的整備を求めます。また、急拡大する運賃のキャッシュレス決済について、高齢者が迷わず利用しやすい方式を整備するよう求めます。
- (2) 地域の活性化や住み続けられるまちづくりのため、自治体の総合計画や都市計画に、住民ニーズを反映した交通政策との連携を求めます。私たちの提起を受け止めて退職者連合が展開する政府・自治体に対する要求運動について、自治退として積極的役割を果たします。

ライドシェアについて、自治体に地域の実情にあった交通手段を確保する見地で対処することを求めます。

- (3) 交通政策基本計画の実効性確保のための取り組みを進めます。とくに交通専任者の基礎自治体への配置や育成地域公共交通会議（法定協議会）などを設置し、地域公共交通の充実を求める。
- (4) 交通手段の多様化に対応する道路構造の計画的改善整備を求める。

説明資料 地域公共交通の現状と役割

(1) 人口減少による少子高齢化、高齢者の運転免許証自主返納に伴う移動の確保方策、障害者の社会進出、ノーマライゼーション（平等に生活する社会の実現）の理念の浸透などから、地域公共交通が担う役割はより大きくなっている。

一方で、高齢化が地域公共交通の担い手にも深刻な影響を及ぼしており、女性を含む若年層の人員確保が喫緊の課題となっている。

こうした背景から、2020年には持続可能な地域公共交通の形成に向けて推進することを目的として交通に関する関係法律が改正されたが、2023年には、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）に向けさらに一部が改正された。

(2) 交通政策の根幹である「交通政策基本法」の改正は、交通に対する需要の多様化に対応しつつ地域社会の維持・発展をはかるため、輸送サービスを推進することや交通事業の人材確保とそれに必要な労働条件の改善等が盛り込まれた。また、「活性化再生法」の改正により、原則として全ての地方公共団体において地域公共交通計画を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組むための仕組みの拡充が進められている。その一環として公共交通専任担当者の育成・配置を求める。

(3) 地域によって抱える課題は多種多様であり、地域ごとに公共交通の「必要性」や「あり方」は異なる。

持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するためには、連担する複数の自治体など生活圏・経済圏で一体的に取り組み、街づくりとの連携、広域的な連携推進へと繋げることが必要である。

(4) 自治体は「生活支援」を根本において地域公共交通に関わっている。地域住民にとって交通機関は、買い物・通院・通勤・通学を始めとした地域内の移動手段であるとともに、交通制約者にとってはまさに移動のための必要不可欠な装置である。また、都市部と連接する交通ネットワークを構築することで、その街の賑わいづくりにも寄与する。医療、商業・教育施設等の生活に必要な施設は点在化

し、高齢化の進行に伴い交通制約者は増大している。

このような地域社会の状況のもと、移動をささえる地域公共交通に対する自治体の役割は、一層重要なものとなっている。

(5) 災害が頻発・激甚化する中、「国土強靭化基本法」が改正された。災害発生時の交通機能の維持と代替性の確保、地域活力の向上が加えられ、交通政策基本法との連携をはかりながら施策を推進していくことが重要であるとしている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送需要が減少した事業者において、雇用の維持が可能となるよう引き続き必要な施策を講じるとされた。

(6) 高齢化の進行により、高齢者の自立、社会参加が重要な課題となっている。地域公共交通を衰退させれば、心身の機能が低下した高齢者の移動を制約し、外出機会を減少させる。高齢者の自立を支援し、社会参加を促進するためには、地域公共交通の再生が不可欠である。また、外出機会の増加は、高齢者の健康増進につながるなど多様な観点からの取り組みが必要である。

運転免許証返納を決断する高齢者が増えつつあるが、地域によっては代わる移動手段がないためやむなく運転を継続する例も多数存在する。第一義的に地域公共交通でカバーすべきだが、地域事情によっては他の方策を含めて移動を保障する施策が求められる。

(7) 新型コロナウイルス感染症によって、在宅勤務・テレワークの導入促進、サテライトオフィスの普及・大学におけるオンライン講義の実施など、いわゆる新たな生活様式が広がり、交通乗客が大幅に減少し各交通事業者は不採算化している。そのため、鉄道事業では新たな運賃の検討や鉄道駅バリアフリー料金制度を活用する動きが加速している。

各地の自治体は、交通事業者支援に乗り出すなど一定の理解は示しているものの、財源面の限界があり、臨時交付金メニューのさらなる展開、事業者の情報公開、自治体議会での議論など、各地での工夫が必要となっている。

5. 組織の拡充を図り、関係組織との連携を強めます

(1) 自治退は連合の「1千万連合構想」、退職者連合の「長期100万、中期85万アクションプラン」を念頭に、現職労働組合との協力のもと「30万人自治退建設」を努力目標に設定し、組織拡大・強化に努めます。自治退会員数は残念ながら減少が続く現状にあります。いままでも努力してきましたが、自治労本部・各県本部・単組と連携を密にしながら取り組みを強化し、新会員獲得・新退職者会結成と自治退加盟により各級組織で組織の強化・拡大をめ

ぎします。

- (2) 特に2023年度から経過措置期間中は定年退職者が隔年で生じることから、年度によって加入拡大に向けての取り組みに濃淡が生じることも想定されます。今まで以上に現職執行部との連携を強化し、定年・それ以外を問わずすべての退職者に入会してもらえるように努めます。
- (3) 退職者会の運動は自治労運動そのものです。「現・退一致」の運動は自治労の支援・協力なしには実現しません。そのためには、日常的に現職との連携を強化し、理解と協力を得て取り組みを強めます。
- (4) 自治退の組織強化・男女共同参画の促進に向け、多様な共同活動の場の拡大を促進します。そのため、2025年度組織実態調査結果やジェンダー平等アクションプラン（第1期）の進捗状況を踏まえ、第2期における本部・県本部・単会の課題を整理し、行動計画を策定・具体化します。
- (5) 公共民間労組等の退職者会結成に取り組みます。
当面、国保連合会、市町村共済組合、公営競技評議会、放課後児童クラブ（指導員労組）、会計年度任用職員等を重点にして退職者会の結成・自治退加入を呼びかけます。また、単独で退職者会を組織できない場合、自治退都道府県本部または地域ブロックで結成された個人加入単会等への加入をすすめます。
- (6) 自治労本部に対して、自治労本部・自治退本部共催で「退職者会組織化セミナー（仮称）」を開催するよう要請します。
 - * 参加対象：自治労都道府県本部書記長、組織担当役員
 - * 内容：現退一致の運動の重要性、自治退活動、退職者会組織のノウハウ
- (7) 自治労都道府県本部運動方針に、退職者会との連携強化と、未組織単組の組織化を、具体的方針として位置づけるよう要請します。
- (8) 単会の新規結成に向けて、重点組織を選定し、現職自治労の支援を受けながら、地域学習会や総会に自治労役員をオブザーバーとして招待し気運作りに努めます。
- (9) そのための財政については、自治労本部・各都道府県本部現職の理解と援助・協力を受けながら、退職者会としても努力します。
- (10) 「組織実態調査」における各県本部の実態は格差が大きく、退職者会の活性化や継続性のために、「事務局体制・役員会の開催・ニュースの定期発行」など、各県本部は組織、財政、活動等の分野における到達すべき目標を定め、その達成に向けて努力をします。
- (11) 自治労・自治労共済との連携関係を強め、現退一致の運動を進めます。
- (12) 日本都市交通労働組合退職者協議会（都市交退協）と自治退の組織統合の意義を大切にして、各級組織で都市交退協との円滑な連携を強化し、統合力

が高まるよう取り組みます。

- (13) 地域・全国それぞれに地公退・退職者連合と連携し、共闘の力が発揮できるよう取り組みます。この一環として可能な地域から退職者連合の地域協議会運動に参画します。また、単会・会員が市民自治活動・地域社会のまちづくり・まちおこし・地域福祉に積極的役割を果たすよう取り組みます。
- (14) 会員が培ってきた経験を生かして、自治労のコミュニティづくり運動・自治研活動と連携することをめざします。
- (15) 市民と行政の協働の場となる地域の市民自治組織づくりに、行政経験やさまざまな経験を持つ会員が役割を果たすことをめざします。当面それが可能な地域や自治会・町内会等で活動する会員の経験交流などに取り組みます。
- (16) 会員福祉の向上および増進を図るため、文化・スポーツ・健康増進・趣味づくりなどの活動に、積極的に取り組みます。

6. 福利厚生活動を強めます

- (1) 会員の福利厚生とともに組織の財政基盤確立にも寄与する「安心総合共済」と、「マイカー共済・住まいの共済・退職者団体生命共済」を軸とする「自治労共済」の事業を推進します。
減少が続いてきた安心総合共済の加入者は一万人を割り込みました。新たに取り扱いを始めた医療特約も周知・活用しながら加入拡大に全力で取り組みます。
- (2) これを実現するため<別記1>自治退福利厚生事業の推進に基づき運動を進めます。
- (3) 年金受取口座の設定など、会員による労金の活用を進めます。
- (4) 組織の体力・方針に応じて、相続土地問題・税務問題など会員からの諸相談に対応する活動をすすめます。また、対応可能なところから労働者福祉協議会（労福協）の地域・地区組織と連携して、職域を超えた地域連携活動により会員の居場所づくり、交流を深める活動に取り組みます。可能な組織では地域の孤立・孤独対策への参画を検討します。

7. 具体的な取り組み

- (1) 社会保障・税制などの課題について、自治労・連合・地公退・退職者連合が実施する署名・ハガキ運動、対政府行動・国会要請行動などに積極的に参加します。また、退職者連合が取り組んでいる、政策制度要求・自治体要請行動を積極的に担い各地域で運動を展開します。
- (2) 自治退は社会保障制度・税制・平和問題などの運動推進に当たって、自治労との連携を密にします。現職労働組合から参加の呼びかけがある運動には、積極的に協力します。また、自治労組織内国會議員の皆さんには自治退顧問就任を要請・委嘱します。
- (3) 地公退を通じて参画している「フォーラム平和・人権・環境」をはじめ、目的を共にする団体と連携して自治退として可能な範囲で取り組みます。
- (4) 9月の地公退高齢者集会、全国高齢者集会に積極的に参加します。
- (5) 2026年の地域学習会の具体的計画は今後の諸動向を見極めながら協議します。

以上